

令和6年第2回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和6年2月13日(火) 13時30分開会

開催場所 荒尾市役所43号会議室

出席農業委員 14人

内田 浩明 (会長)  
濱崎 仁道 (副会長)  
大園 正道  
畑中 二郎  
齊藤 健  
迎 賢一郎  
丸木 義寛  
藤岡 好行  
前田 博礼  
松岡 秀一  
濱田 陽子  
上田 清史  
畑田 香織  
尾上 光洋

出席農地利用最適化推進委員 4人

山川 洋治  
木下 照男  
田上 慎一  
前田 真也

欠席

上田 惣一  
古城 義郎

農業委員会事務局出席者

局 長	濱村	真光
次 長	田中	雅之
書 記	徳永	彩
書 記	土山	美香
書 記	平田	龍朗

## 議事日程

### 第1 議事録署名委員・会議書記の指名

### 第2

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第12号 農地賃借料情報の提供について

議案第13号 農作業標準賃金について

報告第3号 農地改良届について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定等による合意解約通知について

報告第5号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第6号 許可不要転用届について

### 第3 その他

議長（会長） それではただ今より令和 6 年第 2 回総会を開催致します。本日は 14 名中 14 名出席ですので総会は成立しています。本日は議題 7 件、報告事項 4 件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連のある報告第 6 号 許可不要転用届について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請及び関連のある報告第 6 号 許可不要転用届についてです。

2 件及び 1 件です。

受付番号 1

（譲渡人）佐賀県三養基郡みやき町大字江口の個人

（譲受人）玉名市山田の個人

（土地の所在地）平山の畑、面積 3,109 m<sup>2</sup>

（譲渡理由）贈与による

（譲受理由）贈与による

譲渡人と譲受人は、いところ関係です。

現地の状況ですが、みかんを作られています。譲渡人は令和 5 年 12 月に母から申請地を相続しましたが、佐賀に住んでおり病気であるため農地を管理することが難しく、いところである譲受人へ贈与するものです。

譲受人は令和 4 年 11 月に父からみかん畑 7 筆を相続しており、7 筆すべて賃貸借契約をされています。相続した 7 筆のうち 2 筆が今回の申請地の北側に隣接しているため、農地取得後はその方と一緒にみかんを耕作される計画です。譲受人は高校生まで家の手伝いをしており、農業経験は 8 年程あります。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

（譲渡人）荒尾市本井手の個人

（譲受人）荒尾市緑ヶ丘五丁目の個人

（土地の所在地）本井手の畑、面積 1,327 m<sup>2</sup>

（譲渡理由）労力不足

(譲受理由) 経営拡張

受付番号1 (許可不要転用届)

(届出人) 荒尾市緑ヶ丘五丁目の個人

(土地の所在地) 本井手の畑、面積 267 m<sup>2</sup> (うち 16 m<sup>2</sup>)

(転用目的) 耕作用通路

令和元年9月4条許可を受けられて、現在太陽光パネルが設置されている土地の隣接地で、地目が原野の土地も今回併せて同時に取得されます。

現地の状況ですが、背丈ほどの高さに草が生えています。申請地を耕作ができる状態にして梨やかんきつ類などの果樹を耕作される計画です。

関連のある**報告第6号 許可不要転用届**についてです。耕作用通路として使用される計画で、届出地はもともと通路がありましたが、軽トラックなどが通れるよう通路の幅を拡張される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

**議案第7号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請**及び関連のある**報告第6号 許可不要転用届**については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

**議長** ありがとうございました。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号1 **委員**

現地を確認してきましたが、みかんを植えられてきれいに管理されており、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可することに決定します。

受付番号2 **委員**

申請地の手前の方から譲受人の土地で、以前取得された農地もきれいに耕作されており問題無いと思います。奥の申請地に入る通路については、太陽光が間に入って通る道がないため転用されるということで、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請及び関連のある報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定等による合意解約通知について**事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請及び関連のある報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定等による合意解約通知について**です。

1 件です。

受付番号 1

(貸出人) 福岡県みやま市山川町甲田の個人

(借受人) 福岡県大牟田市大字岬の個人

(土地の所在地) 上平山の畑、面積 4,048 m<sup>2</sup> 外 5 筆 合計 17,979 m<sup>2</sup>

(貸出理由) 労力不足

(借受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、6 筆のうち 5 筆はみかんが耕作されています。1 筆は谷のようになっており、耕作を行うのは難しい状況です。

借受人はこれまで大牟田市で父親と一緒に農業をしており、農作業歴も 7 年程ありますが、単独で行うのは今回が初めてです。申請地ではみかんを耕作される計画です。

関連のある**報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定等による合意解約通知**についてです。申請地は親子で使用貸借契約がされており、今回 3 条の賃貸借権設定許可申請に伴い、令和 6 年 1 月 5 日付け、双方合意による合意解約となっています。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

**議案第8号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請及び関連のある報告第4号 農地法第18条第6項の規定等による合意解約通知については以上です。御審議の程よろしくお願いします。**

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号1 **委員**

現地は一部荒れているところはありませんでしたが、山の中にしてはよく管理されているなという印象を受けました。みかんが耕作されていてきれいに管理されており、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請**についてです。

1件です。

受付番号1

(貸出人) 玉名市天水町立花の個人

(借受人) 宇城市松橋町曲野の個人

(土地の所在地) 府本の畑、面積 20,499 m<sup>2</sup> 外 2 筆 合計 31,261 m<sup>2</sup>

(貸出理由) その他

(借受理由) その他

貸出人と借受人は親子関係です。

現地の状況ですが、みかんが耕作されています。貸出人は家族経営の会社（選果場）を自宅で経営されており、そこを拠点として農地へ向かい農業をされています。

貸出人には息子が3人おり、今回の申請地については、過去に2回の使用貸借権設定と解約がなされており、1回目の借受人は今回の申請と同様に長男で、契約期間は令和4年1月15日からでした。しかし、令和4年9月30日に合意解約通知を提出され、長男は家を出られています。2回目の借受人は次男で、契約期間は令和4年11月15日からでした。しかし、土地が合わないということで、令和5年3月31日に合意解約通知を提出され、次男は東京に戻られました。その後、長男がまた農業をやりたいと戻ってこられたので、もう一度任せてみることにし、今回の申請となっております。長男は高校を卒業してからずっと農業に携わっており、農業経験も8年ほどあります。現在宇城市に住んでいますが、玉名市天水町の実家兼会社を拠点として、そこから荒尾市の農地へ通い、みかんを耕作される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

**議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請**については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号1 **委員**

家族間のことはいろいろあるみたいですが、農地の管理はずっとされていますので問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

**議長** それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請**について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）



**議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請**についてです。

1 件です。

受付番号 1

(申請人) 荒尾市増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 277 m<sup>2</sup> (うち 82.2 m<sup>2</sup>)

(転用目的) 通路で、第 3 種農地

現地の状況ですが、登り勾配の通路になっていますが、この通路も申請人所有の宅地の一部です。通路右側から事業地に含まれ駐車スペースとして使用し、その奥に階段を設置予定で、その階段から今回申請の通路につながります。店舗兼住宅を建築し、店舗までの通路が狭いので建築基準法の条件を満たすため、通路の拡幅を行うもので、1 筆の農地の一部のみを転用されます。

申請は店舗兼住宅の通路として使用される計画です。給水は市の上水道より、雨水は宅内浸透枡を設置して浸透処理、生活雑排水・汚水は下水道に接続される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

**議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請**については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

**議長** ありがとうございました。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

受付番号 1 **委員**

自宅内の農地の一部を通路にするために申請を出されております。周辺は申請者の敷地なので問題無いと思います。

**議長** ありがとうございました。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第 11 号 農地法第 5**

条の規定による農地等の所有権移転許可申請について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請についてです。

5 件です。

受付番号 1

(譲渡人) 荒尾市野原の個人

(譲受人) 熊本市北区武蔵ヶ丘九丁目の法人

(土地の所在地) 野原の畑、面積 614 m<sup>2</sup>

(転用目的) 資材置場で、第 3 種農地

譲受人は建物の解体・回収等を行う業者で、譲渡人がもともと自動車販売業をされていた敷地全体を取得し資材置場として使用されるものです。

現地の状況ですが、自動車販売業を行っていた際の事務所や住宅があります。事務所部分は資材置場として使用し、住宅はそのまま事務所として使用される計画です。住宅の南側が申請地で、高さは違いますが 1 筆の農地で、どちらも資材置場として使用されます。西側が梨園となっていますが、高低差があるため影響はないものと思われま

す。申請は資材置場、その他通路として使用される計画です。給水は無く、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は発生しない計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

受付番号 2

(譲渡人) 荒尾市増永の個人

(譲受人) 熊本市南区江越一丁目の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 1,550 m<sup>2</sup>

(転用目的) 共同住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、申請地すぐ横に水路が通っています。北側が進入口で中央奥と右奥に計 2 棟アパートを建設し、水路側が駐車スペースになります。水路横にフェンスがありますが、そこから 1~2m 引いた場所とその外の周囲にフェンスを設置

予定です。

申請は共同住宅 2 棟、駐車場 23 台分、駐輪場 2 棟として使用される計画です。給水は市の上水道より、雨水は浸透枡を設置して浸透処理、生活雑排水・汚水は下水道に接続される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

### 受付番号 3

(譲渡人) 荒尾市荒尾の個人

(譲受人) 福岡県大牟田市浜田町の個人

(土地の所在地) 東屋形二丁目の畑、面積 256 m<sup>2</sup>

(転用目的) 一般住宅で、第 3 種農地

現地の状況ですが、周囲は住宅地です。南側隣接地の地目が農地となっており、現在耕作等はされていませんが、境界はブロック塀を設置予定です。

申請は一般住宅 1 棟、駐車場 3 台分、通路及び庭として使用される計画です。給水は市の上水道より、雨水は浸透枡を設置して浸透処理し、オーバーフロー水は東側側溝へ接続、生活雑排水・汚水は下水道に接続される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

### 受付番号 4

(譲渡人) 福岡県大野城市平野台二丁目の個人

(譲受人) 合志市野々島の個人

(土地の所在地) 金山の畑、面積 349 m<sup>2</sup>

(転用目的) 店舗で、第 2 種農地

現地の状況ですが、すでに建物が立っています。譲渡人が平成 24 年に相続する以前から資材置場として貸しており、今回所有権移転することとなった際に農地であることを認識されたため、始末書の添付がなされています。正面の建物についても今回同時に取得され、バイクの整備、販売のための店舗として使用されます。周囲は農地となっていますが長年耕作等はされておらず荒れた状態です。

なお、この辺りは 4, 5 軒の集落となっており、国道から進入する際、個人所有の道路を通る必要があるため、平成 12 年に譲渡人を含めた集落 5 世帯から、使用していたお礼と舗装する許可をお願いされ、所有者より了承されており、当時の区長も立会人として署名されています。所有者も亡くなられており、今回新たに以前

の内容も継承することを含め、現所有者との間で道路の通行と掘削に関する承諾書を取り交わされています。

申請は店舗、駐車場6台分、車両保管・展示スペース、転回スペース・通路として使用される計画です。給水は市の上水道より、雨水は自然浸透、生活雑排水・汚水は下水道に接続される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

#### 受付番号5

(譲渡人) 荒尾市原万田の個人 外2名

(譲受人) 福岡県久留米市東櫛原町の法人

(土地の所在地) 原万田の畑、面積1,750 m<sup>2</sup> 外2筆 合計2,862 m<sup>2</sup>

(転用目的) 宅地分譲で、第3種農地

現地の状況ですが、周囲は住宅地です。事業地北側が分譲地の入口になります。中央の里道部分は、所有権移転後に市の土木課から払下げされることで協議済みです。西側の事業地外の土地の境界にはフェンスを設置予定です。近くに現在耕作はされておらず管理されている農地がありますが、中央の里道につながっており南側へ抜ける通路が確保されています。農地の所有者はこの通路を使用されることで了承済みです。南側にある水路の境界には土留めブロックを設置予定です。

申請は宅地分譲地11区画、広場及び通路として使用される計画です。給水は市の上水道より、分譲地内の雨水は自然浸透、通路部分は道路側溝へ排出、建物建築後は浸透枡から側溝へ排出するよう土木課と協議済、生活雑排水・汚水は下水道に接続される計画です。

審査基準の項目ごとに記載された内容が基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となる項目はありませんでした。

**議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請**については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について担当委員は説明をお願いします。

#### 受付番号1 委員

もともと自動車販売業をされていたところですので整備は出来ていると思います。被害防除策もされており、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

**議長** それでは許可することに決定します。

**受付番号2 委員**

行政書士と立ち合いをしてきました。申請地横には水路があり石垣になっています。そこは市が管理するようになっているそうです。右の方は住宅地がありまして全部ブロックで囲まれています。ここは 50 センチ程全体的に嵩上げするというところで住宅の持ち主の方には了解を取っているということです。特に問題は無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

**議長** それでは許可することに決定します。

**受付番号3 委員**

隣接する西側の土地に以前はモデル住宅を建設してありましたが、今は更地にされています。南側に農地がありますがブロックで囲まれているので、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

**議長** それでは許可することに決定します。

**受付番号4 委員**

通行の問題がありましたが、今回新たに現所有者との間で道路の通行等に関して

承諾書を取り交わされていますので、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

**議長** それでは許可することに決定します。

#### 受付番号5 委員

住宅地の中にあります。現在空家1棟がありますが解体・更地にして宅地分譲地にするということでした。盛土を約80センチされるということで、一番高いところが開発地の中央付近になりまして、北南に勾配を設けて雨水等は流していくそうです。里道が通っておりますが計画区域の中は払下げということで、開発道路につなげて通り抜けができるようにしていくということでした。農地には南側から進入可能でありフェンス等も設置予定なので、問題無いと思います。

**議長** ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（ 「はい」 の声あり ） —

**議長** それでは許可することに決定します。続きまして、**議案第12号 農地賃借料情報の提供**について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

**議案第12号 農地賃借料情報の提供**についてです。農地賃借料情報の提供については、毎年農業委員会で審議していただいております。以前定められていた標準小作料が平成21年に廃止されたため、農地の賃借料の目安として、毎年本市農業委員会の過去1年分の実際の貸し借りの情報を提供するものです。

今回は令和5年1月から12月までに農地の賃借があったものについて、10aあたりの賃借料の平均値、最大値、最小値を計算しております。ほぼ昨年とあまり変わらない値になっておりますが、樹園地については、件数が少ないため、昨年から大きく値が変わっております。なお、この農地賃借料情報については、議決後は市のホームページで公開することとなっております。

**議案第 12 号 農地賃借料情報の提供**については以上です。ご審議の程よろしく  
お願いします。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はあり  
ませんか。

**委員** 最小値は 0 なのでは。賃借料が無償の農地もあるのではないですか。

**事務局** 賃借料が無償の農地については今回計算には入れておりません。本市は貸  
借の件数が少なくその年によってだいぶん平均値が違うので、貸借の契約をされる  
場合は、あくまで数字は参考までにと伝えています。

**委員** これをホームページで見たらこれが平均値だと思ってしまう。各地域で賃  
借料は違うとは思いますが、経費等値上がりしているで作る側から言わせてもら  
うと少しでも安いほうがいいのかなと思います。

**委員** 無償での賃貸は含んでおりませんという文言を付け加えたりできないので  
すか。無償で農地を借りられることを知らない人もいるかもしれないし、無償での  
賃貸を計算に入れると平均値が変わってくると思います。実際の数字が反映されて  
いないのではないですか。

**事務局** ご意見ありがとうございます。無償での賃借の件数など現在の農地の現状  
がわかる文言を付け加えようと思います。

**議長** この件について他に御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— ( 「はい」 の声あり ) —

**議長** それでは本件について決定します。続きまして、**議案第 13 号 農作業標準  
賃金**について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**議案第 13 号 農作業標準賃金**についてです。本案件については毎年 2 月に開催  
される総会において審議されるもので、農作業を受委託される際の標準的な金額に  
ついて委員会で決定し、公開しているものです。あくまで標準的な金額として公開  
されるものであり、個人や法人が受委託される際の参考にしていただくものです。

令和5年度はその前年と比較するとコロナや物価高騰の影響もあり、全体的に増額していますが、前回から今回にかけてはおおむね横ばいであることを、JAのみすり部会等に確認しています。

また「生粳の乾燥・糲摺」の項目は昨年度まではありませんでしたが、実際に受委託される場合もあるとのことで今回追加しています。

提案した金額よりも、実際は高い、安い等の意見があればご審議の中でご意見いただければと思います。今回決定すると広報の4月号に掲載し、広報と合わせてホームページにも掲載予定です。

**議案第13号 農作業標準賃金**については以上です。御審議の程よろしくお願ひします。

**議長** ありがとうございます。それでは、この件について御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

**議長** それでは本件について決定します。これで本日の審議は終わりました。報告事項について事務局より一括で説明をお願いします。

（事務局説明）

報告第3号 農地改良届について 1件

報告第4号 農地法第18条第6項の規定等による合意解約通知について 2件

報告第5号 農地法第3条の3第1項の届けについて 1件

報告第6号 許可不要転用届について 1件

**議長** ありがとうございます。審議はありませんが、御意見、御質問を受付けます。何かございませんか。

—（「なし」の声あり）—

**議長** それでは本日の議案はすべて終了しました。連絡事項について事務局から説明をお願いします。

事務局より事務連絡

○農地意向カードについて



- 先進地視察研修について
- 荒尾農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見聴取について（農政係より説明）
- 地域計画策定に係る「協議の場」の開催について（農政係より説明）
- 令和5年度熊本県農地利用最適化推進ブロック別研修会について
- 農地等利用最適化推進施策を実現するための意見書について
- 農業委員会活動記録簿の提出について

**議長** ありがとうございました。他に何かございませんか。

—（ 「なし」 の声あり ） —

**議長** それでは、これをもちまして令和6年第2回総会を終了します。